

ビタミンM No.122

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2022年5月号)

<今月のトピックス>

- ・労働保険申告書の書き方公開
～概算保険料にご注意を！～
- ・育児休業中の社会保険料免除要件の改正
～2022年10月施行～

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

労働保険申告書の書き方公開～概算保険料にご注意を！～

厚生労働省より、今年度の労働保険年度更新の申告書の書き方が公開されました。今年度は年度途中で雇用保険料率に変更されるため、昨年までと記入方法が異なります。

■ 2022年度の雇用保険料率

【一般の事業】期間	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
2022年4月～9月	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
2022年10月～2023年3月	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000



■ 雇用保険概算保険料の記載方法

「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に雇用保険概算保険料算定内訳記載欄があるので、賃金総額見込額を4月～9月分、10月～3月分に分け、それぞれ保険料率を乗じて保険料額を算出し、それらを合算して概算雇用保険料額とします。算出した概算保険料額を申告書に記入します。

※今年度は申告書に雇用保険料率は記載なし

■ 申告・納付期間

6月1日(水)～7月11日(月)

今年度は例年と異なる方法での記載となりますので、早めに準備を始め、申告書が届いたら同封のパンフレットに記載された書き方をよく読んで申告書を作成しましょう。

育児休業中の社会保険料免除要件の改正～2022年10月施行～

10月から育児休業中の保険料免除について、要件が変わると聞きました。どう変わるのでしょうか。



①

はい、今までは育休開始月については、その月の末日に育休取得していれば社会保険料が免除になっていましたが、10月以降は、それに加えて、その月中に14日以上育休を取得した場合、月末に復帰していても保険料が免除されます。

その際、同月内に取得した育児休業等及び出生時育児休業による休業等は合算して育休期間の算定に含めます。

また、今までは月末に1日だけ育休取得しても賞与の保険料免除となりましたが、10月以降は連続して1ヶ月超の育休取得者に限り、賞与保険料の免除対象となります。



②

では、1年近く育休取得している職員が、10月15日で復帰した場合、10月は14日以上育休期間があるので、10月分も免除になるのでしょうか。



③

いいえ、この場合は10月分は免除対象になりません。14日以上を要件とする免除は、育休開始日と終了予定日の翌日が同一月に属する育休についてのみ適用します。このケースでは、今までの要件である「月末日が育休中であるか」で判断し、月末には復帰しているので、10月分は免除対象外となります。

また、育児休業の日数(14日以上)について、開始日から終了予定日までの日数から就労日数は除き、公休日や有給休暇など労務に服さない日は育児休業日数に含めます。



④

賞与について「1ヶ月超」ということは、賞与月のちょうど1ヶ月ではだめ、ということですね。



⑤

その通りです。1ヶ月は暦で計算し判断します。また、1ヶ月超の育休について従来通り月末時点で育休を取得しているかどうかで判断するため、月末が含まれる月に支給された賞与について、保険料免除となります。以下、例をご確認ください。

【例:12月に賞与支給】

育休期間	判定	理由
12/1～12/31	×	1ヶ月を超えていない
12/1～翌年1/1	○	1ヶ月を超えている
11/30～12/30	×	1ヶ月超だが12月末日に育休中でない

2週間などの短期間では賞与の保険料は免除されなくなりますので、お気を付けてください。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail:kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2022.04.20

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG